

障がい者作品展「ふれあいはあ～と展」

12月3日から9日までの障害者週間に合わせて、障がい者作品展「ふれあいはあ～と展」を開催します。

出品者へのメッセージなどを記入いただくメッセージカードを設置します。後日、出品者にお渡ししますので、ぜひ作品のご感想をお寄せください。

▶とき／12月3日(水)～16日(火) 午前8時30分～午後5時15分

※土・日曜日を除く

※12月16日は午後3時まで

▶ところ／市役所1階多目的スペース

▶内容／市内の障がいのある人が制作した絵画や工芸作品などを展示

▶問合せ／障がい福祉課(☎47-7162)へ



事業者の皆さんへ

合理的配慮の提供が義務化されています

「障害者差別解消法」とは、障がいのある人もない人も、すべての人が互いに個性を尊重し合いながら共に生きる社会を目指す法律です。法改正により、令和6年4月から、事業者による合理的配慮の提供も義務化されています。この機会に、もう一度、制度の趣旨について理解を深めていただくことが求められています。

合理的配慮の提供とは…

障がいのある人から困っていることを伝えられた時に、過重な負担とならない範囲内で「社会的障壁(バリア)」を取り除くために必要な対応を行うことです。

物理的環境への配慮
(例：肢体不自由)



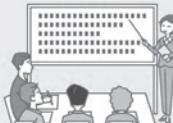
【障害のある人からの申出】飲食店で車椅子のまま着席したい。

意思疎通への配慮
(例：弱視難聴)

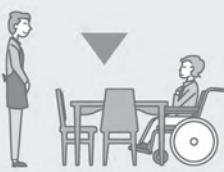


【障害のある人からの申出】難聴のため筆談によるコミュニケーションを希望したが、弱視でもあるため細いペンや小さな文字では読みづらい。

ルール・慣行の柔軟な変更
(例：学習障害)

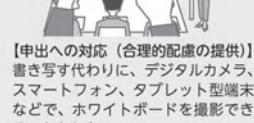


【障害のある人からの申出】文字の読み書きに時間がかかるため、セミナーへ参加中にホワイトボードを最後まで書き写すことができない。



【申出への対応(合理的配慮の提供)】机に備え付けの椅子を片付けて、車椅子のまま着席できるスペースを確保した。

【申出への対応(合理的配慮の提供)】太いペンで大きな文字を書いて筆談を行った。



【申出への対応(合理的配慮の提供)】書き写す代わりに、デジタルカメラ、スマートフォン、タブレット型端末などで、ホワイトボードを撮影することとした。

見逃さないで！「虐待のサイン」

障がい者の中には、自分が虐待を受けていても「虐待」と認識できずに、助けを求めることができない人がいます。また、暴力を受けたり無視され続けたりすることで、生きる力と自信を失い、無気力状態になってしまうことがあります。

このように、虐待を受けている本人から訴えのないケースでは、周囲が小さなサインを見逃さないようにすることが大切です。

市は障がい者虐待防止センターを設置し、虐待の防止と早期発見、家族などへの支援に努めています。虐待に気づいたときは、同センター(障がい福祉課内、☎73-0202)へご連絡ください。

虐待を防ぐために地域でできること

- 声かけ…日常的にあいさつを交わし、近所の関係づくりを行う
- 見守り…障がい者やその家族のちょっとした変化に気づき、異変を感じたら声をかける
- 相談…「困っていない」「関わってほしくない」などと言われる場合であっても、異変を感じたら相談機関に相談する

障がい者福祉制度の紹介 ～主な福祉サービスなど～

市が市内在住の障がい者を対象に行っている福祉サービスなどの主なものを紹介します。「※」印のサービスについては、原則、利用料の1割を負担。(ただし、所得による負担上限あり)

対象の要件など詳しくは、障がい福祉課(☎47-7298)へ。

◇居宅介護※

ヘルパーが自宅を訪問し、入浴や食事などの介護を行います。



◇短期入所※

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴や食事などの援助を行います。

◇生活介護※

日中、施設において入浴や食事などの介護を行うほか、創作活動などを行います。



◇施設入所※

入所施設において、入浴や食事などの介護を行います。

◇共同生活援助※

共同生活を行う住居(グループホーム)において、主に夜間、入浴や食事などの援助を行います。



◇日中一時支援※

昼間、介護者が自宅で介護できない場合に、一時的に施設で見守り、活動の場の提供などを行います。

◇訪問入浴サービス※

浴槽で入浴することが困難な重度身体障がい者の自宅に移動入浴車が訪問、入浴の介助をします。

◇移動支援※

外出や移動が困難な人に対し、社会生活上必要な外出の支援を行います。



◇就労移行支援※

一般企業などへの就労を希望する65歳未満の人に、一定期間施設へ通所し、就労に必要な知識の習得や能力向上のための訓練を行います。

◇就労継続支援※

一般企業などへの就労が困難な人に、通所施設などの働く場所を提供するとともに、就労に必要な知識の習得や能力向上のための訓練を行います。

◇就労選択支援※

就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性などに合った選択をするための支援を行います。

◇手話通訳者などの派遣

聴覚障がい者のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者などを派遣します。



◇車いすの貸出

歩行困難などにより、一時的に車いすが必要な人に、1か月を限度に、車いすを無料でお貸します。



◇点字・声の広報などの配付

視覚障がい者が、必要な情報を得られるように、点字または、声(音読)の「広報おおがき」、「議会だより」を配付します。



ご利用ください 各種相談窓口

地域で生活する障がいのある人やその家族の相談に応じ、必要な情報提供や助言を行う各種相談窓口を設置しています。

専門の相談員が、福祉サービスの利用や就労に関することなど、さまざまな相談に対応しますので、お気軽にご相談ください。

種別	施設名	連絡先
身体障がい	大垣市障がい者生活支援センター(馬場町)	☎75-0183
知的障がい	大垣市柿の木荘(古宮町)	☎89-9503
	相談支援事業所 ゆう(不破郡垂井町)	☎84-2161
精神障がい	地域活動支援センター せせらぎ(中野町)	☎81-8521
	障がい者地域生活支援センター グリーンヒル(海津市南濃町)	☎55-2501
就労	大垣市障がい者就労支援センター(馬場町)	☎78-8186
障がいに 関する全般	大垣市障がい者基幹相談支援センター(障がい 福祉課内)	☎47-7298
発達障がい	西濃圏域発達障がい支援センター(和合新町)	☎84-8350